

令和 7 年度 高森町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1、趣旨

この方針は、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障がい者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定により、障がい者就労施設等からの物品等の調達を図るため、下記のとおり調達方針を定める。

2、用語の定義

この方針において使用する用語は、障がい者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3、適用範囲

この方針は、高森町の全組織が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）とする。

4、調達の対象となる障がい者就労施設等

この方針の調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- （１）障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）」に基づく事業所・施設等
 - ① 就労移行支援事業所
 - ② 就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）
 - ③ 生活介護事業所
 - ④ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - ⑤ 小規模作業所
- （２）障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障がい者雇用促進法」という。）に定める障がい者を多数雇用している企業等
 - ① 障がい者雇用促進法に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - ② 重度障がい者多数雇用事業所（次のア～ウの要件をすべて満たすもの）
 - ア 障がい者の雇用者人数が 5 人以上
 - イ 障がい者の割合が従業員の 20% 以上
 - ウ 雇用障がい者の割合に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30% 以上
- （３）障がい者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等
 - ① 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
 - ② 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5、調達を推進する物品等及びその調達目標

障がい者就労施設等が供給することが可能な物品の購入及び役務の提供を調達推進項目とし、その調達目標は、600,000 円以上とする。

6、調達方針

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、全庁的な取り組みを推進する。
- (2) 障がい者就労施設等の提供可能な物品および役務についての情報を組織全体で共有し、障がい者就労施設等への発注に努める。

7、調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成し、又は見直したときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績は、会計年度終了後に取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

8、調達方針の担当窓口

この調達方針及び調達実績の作成・公表、調達の推進に関することは、総務課総務係とし、障がい者就労施設等との連絡調整及び調達可能な物品等の情報収集は、健康福祉課福祉係とする。